

令和7年度  
第3回山都町農業委員会  
総 会 議 事 錄

山都町農業委員会

## 令和7年度第3回 山都町農業委員会総会

日 時 令和7年6月10日（火）午後2時00分開会

場 所 清和支所（旧議場）

招集者 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

議事日程 第1 会議録署名委員の指名 11番 本田 委員・12番 山下 委員

### 第2

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第10号 農地法第3条による許可申請について 4件

議案第11号 農地法第5条による許可申請について 3件

議案第12号 令和7年度第3号農用地利用集積等促進計画について

議案第13号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの  
判断について

出席委員 山本 勝洋、門岡 和美、佐藤 幸代、後藤 康喜、芹口 昭浩、

【18名】 飯星 房雄、玉目 秀二、小崎 芳雄、興梠 辰也、

本田 惠藏、山下 照、高森 正、下山 久義、松川 陽一、

下田 孝文、木村 幸則、西山 常雄、西田 育

欠席委員

【 1名】

菊池 吉之

出席職員

【 3名】

興梠宏幸、藤山真悟、下田理佐

欠席職員

【 1名】

松本 文孝

事務局長 皆さん、こんにちは、  
(代理興梠) 《前段の挨拶及び報告》  
本日の委員出席は、18名です。  
山都町農業委員会会議規則第7条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は3名の出席です。

それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

代理 皆さん、こんにちは、《前段の挨拶。》  
それでは、令和7年度第3回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局長 続きまして、山本 会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 《会長より挨拶を述べる》

事務局長 これから議事に入ります。会議規則第4条により議事進行を山本会長にお願いします。

会長（以下  
「議長」） それでは、日程第1、会議録署名委員の指名です。  
本日は、11番 本田 委員・ 12番 山下 委員 宜しくお願ひします。

議長 日程第2、議案の審議に入ります。  
報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
下記記載の農地について、農地法第3条の3第1項の規定による届出があつたので報告する。

令和7年6月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは報告第5号農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。  
今回、3件の届出があつておる、いずれも相続によるものです。  
詳細は、議案書のとおりです。  
以上、報告いたします。

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

議案第10号 農地法第3条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第3条第1項の規定に基づき許可申請があつたので、許可の決定について承認を求める。

令和7年6月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 18番 西山 委員お願いします。

西山委員

1番の説明をします。

所有権移転の案件です。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・の畝、・・・m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻、ピーマン、キャベツです。

譲渡人は高齢により、農地を管理・耕作することが困難なため経営規模の縮小を検討していました。今回譲受人と相談し双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は譲受人が野菜を耕作される予定で、所有する農地と併せて適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下表記の通りです。以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長

はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、

2番の説明をして頂きます。15番 松川 委員お願いします。

松川委員 2番の説明をします。  
所有権移転の案件です。  
判断の理由  
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・の田・畑合計・・・m<sup>2</sup>の贈与による所有権移転の案件です。  
譲受人の主な経営は水稻、白菜、タマネギです。  
譲渡人は高齢のため農業経営を後継者に引き継ぐ意向がありました。申請地について後継者である譲受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。  
申請地は今後譲受人が水稻、白菜、タマネギを耕作される予定で、所有する農地と併せて適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。以下表記の通りです。以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。  
13番 高森委員

高森委員 贈与ということですが、譲受人は息子さんですか。

松川委員 はい、息子さんです。

高森委員 ・・・から通って来られるのですか。

松川委員 そうです。

議長 他に質疑ございませんか。  
《質疑なしの声あり》  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、  
3番の説明を6番 飯星 委員お願いします。

飯星委員 3番の説明をします。  
所有権移転の案件です。  
譲受人は農業を営む予定の個人で、山都町・・・の田・畑合計・・・m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

飯星委員	判断の理由 譲受人の主な経営はブルーベリー、レモン、野菜です。 譲渡人は高齢のため、また現在は・・・に居住のため、農地の管理が困難となり農業経営を縮小する意向がありました。申請地について譲受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。 また、譲受人は山都町への移住を計画しています。 申請地は今後譲受人がブルーベリー、レモン、野菜、牧草を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。 以下表記の通りです。上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。
議長	はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。當農計画書も添付されていますので。 はい、12番 山下委員
山下委員	この計画書の中にレモンと記載されていますが、・・・の地でレモンの栽培は可能でしょうか。
事務局	この土地に何を栽培していくかは具体的にはこれから計画されるということですがご本人の計画書にはレモンと記載されています。
山下委員	施設内にビニールハウスとありますが、レモンをビニールハウス内で栽培される計画なのでしょうか。露地ではちょっと無理かなと思うので。計画書にビニールハウスと記載されているからハウス栽培で計画されているのかなという判断でよろしいのでしょうか。
事務局	はい。
議長	よろしいでしょうか。
山下委員	はい。わかりました。
議長	はい、16番 下田委員。
下田委員	作付・管理計画の中にイタリアン牧草とありますが、4月・5月に植え付けて10月・11月に収穫とありますが、実際、イタリアン牧草は9月位に種をまいて5月～6月に収穫するので時期的に違うのでは。私の経験上、飼料として4月・5月に植え付けるならトウモロコシやソルゴーなので時期をしっかりと確

下田委員 認した方が良いのでは。

議長 はい、19番 西田委員

西田委員 関連して、移住者は農業経験がない方も多く、自分の理想の形で営農をされたいと思われるけど実際にそれを叶えられる適地なのか、移住者同士で営農相談とかされていると聞きました。農業委員会としても営農相談・情報交換の場等が必要だと思いますし、関係各所に提言をお願いしたいと思います。

事務局 この移住者の方は、農業委員さん、推進委員さんや地元の方を紹介して欲しいとか又は地元の情報を教えてもらえるような所を知りたいというようなお話もありましたので、関係各所に連絡を取り合いながら地元に定着するように、うまくいくように進めていきたいと思います。

議長 私からですが、一番初めの取り掛かりはどこからですか。例えば役場に相談されたとか。

事務局 そうですね。山の都創造課の空き家バンクから始まり、農業をしながら空き家の活用、ドッグラン等計画されていて家と農地が付いているこの土地が見つかり紹介されたという事です。

議長 この方は・・・でも今現在農業をされていると理解して良いのですか。山都町に来て初めてレモンとか牧草とかを始められる方ですか。

事務局 それなりに経験がある方とおもいますが山都町に来てからは初めてです。

議長 先程委員の中から営農計画の見直しをというお話があったのですが、皆さんどうですか。作られる果物については自家消費という事で、牧草については個人契約で委託されるということです。それを踏まえて質疑ございませんか。  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、

4番の説明を7番 玉目 委員お願いします。

玉目委員 4番の説明をします。  
所有権移転の案件です。

玉目委員 謙受人は農業を営む個人で、山都町・・・の畠合計・・・m<sup>2</sup>の贈与による所有権移転の案件です。

判断の理由

謙受人の主な経営は栗・ブルーベリーです。

謙渡人は高齢のため農業経営を縮小する意向がありました。申請地について謙受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は今後謙受人が栗を耕作される予定で、所有する農地と併せて適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下表記の通りです。以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、

議案第11号 農地法第5条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第5条第1項の規定に基づき許可申請があつたので、許可の決定について承認を求める。

令和7年6月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 5番 芹口委員お願いします。

芹口委員 1番の転用案件の説明を致します。

転用者は町外の太陽光発電事業を含む多種目の事業を行う法人で、山都町・・・の畠 ・・・筆 ・・・m<sup>2</sup>を太陽光発電施設に転用し、地上権を設定する案件です。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。

申請地は、土地の借り手がおらず不耕作により雑草が繁茂している状況です。土地所有者は高齢で農業の後継者もおらず、今後の土地の有効利用を考えていたところ、太陽光発電用地を求めている転用者法人との間で利害の一致となつたため今回の申請に至りました。

別添の土地利用計画図をご覧ください。

事業計画は敷地面積・・・m<sup>2</sup>のうち、

パネル設置面積：・・・m<sup>2</sup>

点検通路面積：・・・m<sup>2</sup>

法面・隣地緩衝地面積：・・・m<sup>2</sup>

の配置となっています。

太陽光パネルを158枚、合計出力100.33キロワットの同パネルを設置します。九州電力との契約発電設備出力は49.5キロワットとなっており、計画は妥当と思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接農地は存在しますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。

排水は雨水の自然浸透のみで、地区の同意も得ており、問題はないと思われます。以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、2番の説明を 9番 興梠委員お願いします。

興梠委員 2番の。転用案件の説明を致します。

転用者は町外の太陽光発電事業を含む多種目の事業を行う法人で、山都町・・・の畠・・・筆・・・m<sup>2</sup>のうち・・・m<sup>2</sup>を太陽光発電施設に転用し、地上権を設定する案件です。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。

申請地は、土地所有者が亡父より相続した農地で現在は管理のみ行われている状況です。

土地所有者は町外に居住し農業を行っていないため、今後の土地の有効利用を考えていたところ、太陽光発電用地を求めている転用者法人との間で利害の一一致となったため今回の申請に至りました。

別添の土地利用計画図をご覧ください。

事業計画は敷地面積・・・m<sup>2</sup>のうち・・・m<sup>2</sup>を転用します。

パネル設置面積：・・・m<sup>2</sup>

法面・進入路その他面積：・・・m<sup>2</sup>

の配置となっています。

興梠委員 太陽光パネルを214枚、合計出力98.44キロワットの同パネルを設置します。九州電力との契約発電設備出力は49.5キロワットとなっており、計画は妥当と思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接農地は存在しますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。

排水は雨水の自然浸透のみで、地区の同意も得ており、問題はないと思われます。以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

はい、11番 本田 委員

本田委員 ・・・m<sup>2</sup>のうち・・・m<sup>2</sup>をとありますが、分筆されているのですか。それとも全部転用されるのですか。

事務局 分筆で登記されています。残りは今の所そのまま牧草という形になっていました。

議長 何m<sup>2</sup>以下じゃないといけないという制約はありますか。

事務局 太陽光については面積の制約はありません

議長 他に質疑ございませんか。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、3番の説明を 2番 門岡委員お願いします。

門岡委員 3番の転用案件の説明を致します。

転用者は町外に居住する個人で、山都町・・・の畠 ・・・m<sup>2</sup>をドッグランに転用し、所有権を移転する案件です。

別添の土地利用計画図もご覧ください。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。

申請地は県道清和砥用線に隣接する栗が栽培されていた農地です。

土地所有者は相続により本農地を取得しましたが町外に居住し、農業経営は行っておりません。栗の木も老木となり収量が見込まれないことから農地として

門岡委員 の借り手・買い手もなく、今後農地として管理していくことが困難であることから、当該土地の有効活用を求めていたところ、ドッグラン用の事業用地を求める転用者と利害が一致し、今回の申請に至りました。

ドッグランとは飼い犬がリードなしで自由に走り回ることができる犬専用の屋外運動場です。犬の運動不足やストレス解消に効果的とされ、主に市街地居住の飼い主がこのような運動場を求め郊外へ来られています。

また、飼い主同士の交流や農村と都市部の交流人口を拡大する側面もあります。事業内容は敷地の内、ドッグラン用地・・・m<sup>2</sup>、進入路及び周囲用地・・・m<sup>2</sup>、来場者用の駐車場・・・m<sup>2</sup>とするもので計画は妥当と思われます。

飼い犬に十分な運動を行わせるためには相当量の面積が必要となり、脱走防止のため用地は金属製のフェンスにて囲ったうえで、道路からある程度の距離を置く必要があります。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しますが日照・通風・耕作への影響はありません。排水については雨水の自然浸透を行います。区長からの同意書もあり、問題はないと思われます。

なお、申請面積が3,000m<sup>2</sup>を超えていたため、山都町農業委員会総会での許可相当の判断が出た後に、県の常設審議委員会にかけることになります。

以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

16番 下田委員

下田委員 この譲受人は先ほど（3条）の案件の方ですか。

門岡委員 はい。そうです。先程の（3条）案件であった家・田畠付きの土地です。ドッグランの用地として、栗の木等を伐採・伐根・整地をするということです

下田委員 ドッグランとなった場合の地目は農地ではなく雑種地ですか

事務局 はい、地目変更登記の結果、雑種地に変わると思われます。

議長 他に質疑ございませんか。

11番 本田委員

本田委員 ドッグランを営業されるということですか。

門岡委員 市内ではリード無しで犬を自由に走らせたり、遊ばせたりする施設があまりなくて、自分が飼っている犬だけではなくて、他の方もドッグランの施設として

- 門岡委員 利用できるよう駐車場も必要ということで整備されるとのことです。
- 事務局 補足します。このドッグランは大型犬が運動するための施設で、別途に山都町内で農地ではない土地を借りられる予定がありそちらでは小型犬等のドッグランの施設をされるそうです。
- 議長 はい、17番 木村委員
- 木村委員 道を1本挟んで隣接する畠がありますが、所有者の方との協議はしっかりとされているのでしょうか。
- 事務局 土の流出について道から離れている事と同意書を頂いているので問題は無いと思われます。
- 木村委員 この方は・・・に移住されるのですか
- 事務局 現在、・・・在住ですが、将来的には山都町・・・地区に移住される予定です。
- 議長 他に質疑ございませんか。  
《質疑なしの声あり》  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、議案第12号 令和7年度第3号農用地利用集積等促進計画について  
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和7年6月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第12号について説明致します。  
熊本県農業公社を通した農地の貸し借りについての案件です。  
今回4件上がっております。  
申請番号1です。  
山都町・・・の田、・・・筆、・・・m<sup>2</sup>、  
農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の賃借権設定の新規案件

事務局 になります。  
受け手の経営作物は水稻です。

申請番号 2 です。  
山都町・・・の田、・・・筆、・・・m<sup>2</sup>、  
農地の出し手から農業公社および受け手に 5 年間の賃借権設定の再設定案件  
になります。  
受け手の経営作物は水稻です。

申請番号 3 です。  
山都町・・・および・・・の田、・・・筆、・・・m<sup>2</sup>、  
農地の出し手から農業公社および受け手に 10 年間の使用賃借権設定の新規  
案件になります。  
受け手の経営作物は水稻です。

申請番号 4 です。  
山都町・・・の田、・・・筆、・・・m<sup>2</sup>、  
農地の出し手から農業公社および受け手に 5 年間の賃借権設定の新規案件に  
なります。  
受け手の主な経営作物は水稻、トマトです。  
以上です。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。  
11番 本田委員

本田委員 3 番の受け手は住所が違うのですが経営移譲はできるのですか。

事務局 住まわれている住所は違いますけど、農業経営体が同じなので大丈夫です

議長 他に質疑ございませんか。  
《質疑なしの声あり》  
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第 12 号について、賛成の方は挙手を  
お願いします。

(全員挙手)  
はい、全員賛成です。

議長 よって、議案第12号 令和7年度第3号農用地利用集積等促進計画について、  
令和7年6月10日に許可を決定致します。

続きまして

議案第13号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について、別紙添付の農地について、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を求めます。

令和7年6月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号  
農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について説明いたします。  
総会資料をご覧ください。併せて、別添の写真もご覧ください。  
今回、非農地であると判断した農地については、畠1筆、1541m<sup>2</sup>の農地で農業委員及び推進委員の方に現地確認を行っていただき、農地への復旧困難や復旧しても継続的に利用されないと見込まれる農地について、判断したものになります。  
議案第13号についての説明は以上です。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。  
《質疑なしの声あり》  
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第13号について、賛成の方は举手をお願いします。

(全員举手)  
はい、全員賛成です。

議案第13号の農地について、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断については、異議なしということで、記載されているとおりであると判断します。

議長 以上で、議案はすべて終わりました。  
進行を事務局にお返しします。

事務局 審議が終わりましたので、閉会を佐藤 副会長にお願いいたします。

佐藤副会長 皆様、大変お疲れさまでした。  
報告及び議案につきまして慎重審議頂きありがとうございました。  
これをもちまして、令和7年度第3回山都町農業委員会総会を閉会  
いたします。

この議事録は、書記が記録したものであるが、その内容に相違がないことを証  
し、ここに署名する。

山都町農業委員会会長 .....

11番 本田 委員 .....

12番 山下 委員 .....